

民主主義の根幹を破壊する暴挙「糾弾」

昭和58年は小森龍邦解同広島県連委員長(府中市議)・広中同新市支部副支部長(新市町市議)らが県立戸手商業高校の教員らへ行った暴行を、最高裁が暴力と断定し、「有罪」が確定した年でした。事件は、解同に屈しない戸手商高教職員に昭和48年、小森委員長をはじめ数十人の解放同盟員らが部落問題を口実に授業中の学校に乱入し、暴力で屈服させようとした事件です。解放同盟が行った糾弾を司法も暴力と裁定した事件です。

同和問題を解決するため、昭和35年8月、国はいわゆる「同対審」を設置します。

昭和40年8月、「同対審」(同和対策審議会)が答申を出し、それに基づいて、44年7月に「特別措置法」(同和対策事業特別措置法)が制定され、同和対策事業が実施されていきます。

それ以来同和対策事業に15兆円を超える公金が投入されましたが、この事業をめぐり、共産党系の人々を暴力的に排除し、「同対審答申」や「特別措置法」を武器にして、自治体に「差別行政糾弾闘争」を行い、「窓口一本化」を強要し、同和利権の独占や部落住民の支配、教育への介入を行います。

部落解放同盟は、戦前の水平運動、融和運動双方の活動家らが団結して昭和21年に部落解放全国委員会を設立しましたが、同組織が30年に改称して部落解放同盟となりました。

33年から部落問題の解決に国の取り組みを求める「国策樹立請願運動」を本格的に開始します。こういう中で先の「同対審」答申が出され、「特別措置法」を施行することが決められましたが、解放同盟の内部で答申の「同和問題は国民的課題」という文言の評価や国政選挙の支援をめぐり対立が起こっていました。

「特別措置法」が昭和44年7月に施行され、同和対策事業が実施される同じ年の

3 月に「矢田事件」が起こります。実はこの事件を利用して組織を分裂させて主導権を握り、共産党系の人々を排除し、同和利権を独占していくのです。

排除された共産党系の人々は 45 年 6 月に正常化連(部落解放同盟正常化全国連絡会議)を結成、51 年に改組し全解連(全国部落解放運動連合会)と名称変更して活動を続けます。

部落解放同盟が部落解放の理論だとして唱えていたのが、当時の委員長・朝田善之助氏の「朝田理論」です。「不利益と不快を感じさせられたら全て差別」「差別か否かというのは被差別者しか分からない」といった、つまり『差別』と感じた者に全ての決定権と主導権があるという考え方で、部落解放運動の根底を成しています。朝田理論は 3 つの命題から成り立っていますが、3 番目の考え方が中心的位置を占めています。

3 番目は「社会意識としての差別観念論」といいます。これは分かりやすく言うと、「部落民に対しての差別意識が、日常の生活の中に充ち満ちていて一般大衆の意識の中に入り込んでいる。部落の者は差別される側に、一般の者は差別する側に生まれている」という考え方です。どれも身勝手な考え方・主張です。

全解連はこれを「部落民以外のすべての人は差別者である」という「部落排外主義」の主張だと、非難します。また「確認・糾弾」についても、「国民を敵視するもので、何ら差別でもないものまで『差別』にデッチ上げたり、ささいな言葉遣いの間違いを理由に暴力的『確認・糾弾』行為を強行している、そのため国民の部落問題についての『自由な意見交換』や正しい理解を阻み、部落問題の解決にとって重大な障害となっている」と激しく批判します。

「矢田事件」は、大阪市教職員組合東南支部の役員選挙の際に出された「挨拶文」が部落解放同盟矢田支部の幹部に「差別文書」と断定されて、一方的な暴力・糾弾を受けたのが事件の発端です。

昭和 44 年 3 月 13 日、東南支部の役員選挙で書記次長に立候補した大阪市立阪南中学校の木下浄教諭と彼を応援する組合員ら 13 名が、それぞれ立候補の「挨拶文」と「推薦状」を作成し組合員に送りました。

この挨拶文や推薦状が矢田中学の同和主担によって解同矢田支部に持ち込まれます。矢田支部は、「部落差別を宣伝」「同和教育を中傷」する差別文書だとして、「差別者木下一派を糾弾する」と題した「糾弾文書」を作成して、3 月 18 日、木下教諭と役員

選挙の推薦人になっていた組合員 2 人を矢田地区集会所に呼び出し、解同支部役員 10 数名で約 3 時間にわたって詰問し糾弾します。

「水平社の頃なら、竹槍でブスツとやるところや」「この糾弾文書を認めへんのやったら、今晚帰したらんぞ」などと言って「糾弾文書」を認めるよう脅迫強要して糾弾したのです。

矢田支部が差別文書と断定した木下教諭の挨拶文は概略次の内容です。

「組合員のみなさん ①労働時間は守られていますか。自宅研修のため午後 4 時ごろ学校を出ることができますか。仕事に追いまくられて勤務時間外の仕事を押し付けられていませんか。進学的事や、同和のことなどで、どうしても遅くなること、教育懇談会などで遅くなることなどはあきらめなければならないのでしょうか。またどうしてもやりたい仕事もやめなければならないのでしょうか。 ②教育の正常化に名をかりたしめつけや管理がありませんか。越境、補習、同和など、どれを取り上げても極めて大事なことです、それに名をかりて転勤・通勤の問題や特設訪問や、研究会や、授業での締め付けが見られて職場はますます苦しくなります。新指導要領についても同様です。『どんな良いことでも、お上(行政)から決められたことはダメだ。自ら要求し、自らが勝ちとったものが身になり肉になる』ことをひしひしと思い知らされます。」「このようなことで奮闘して頑張っていきたいと思います。どうぞ、よろしくご支援ください」

どこにも差別を助長するような表現はありません。労働条件の改善を活動の大きな目的の一つにしているのが組合(職員団体)です。その組合の役員選挙に立候補する際の挨拶文で労働時間が守られているかどうか書いていてもそれは自然で、むしろ当然のことです。

つまり、気に入らないものを差別に結びつけ、自分らの目的を達成する為に糾弾を使っているのです。

解同矢田支部は糾弾会に出るよう強要しますが、木下教諭らは当日や直前になって欠席をするという対応をとり続けたため、3 月 24 日、4 月 7 日の糾弾会は不発に終わります。

業を煮やしたのか、矢田支部同盟員は 4 月 9 日、暴挙に出ます。元解同大阪府連組織部長や矢田支部長ら 13 名らが午前 9 時 30 分頃、矢田中学校で勤務中の推薦人になっていた 2 人を無理矢理拉致し、自動車に押し込んで連行し、矢田同和地区解

放会館に監禁します。さらに午後 3 時半ころ別の加美中学校にも解放同盟員 10 名が押しかけ、推薦人 1 人を連行し、同様に監禁しました。3 人に対しての糾弾と監禁は、250 名近くの大勢の同盟員を含む者らによって深夜 3 時近くまで 10 数時間に及びました。家族らの要請を受けた警察が電話を入れたことで糾弾は終わりましたが、電話がなければさらに延々監禁が続けられていたでしょう。

「差別者！」「バカヤロウ！」「犬！」といった罵声が投げつけられる中、3 人は何度も殴られそうになる恐怖にあい、座っていた椅子を蹴飛ばされ、胸ぐらをつかまれ、長時間にわたって立たされ続ける中で「糾弾文書」を認めるよう糾弾が行われました。

「今まで、解同が差別やいうて差別やなかったものはない。お前らシラ切るんやったらどこまででも糾弾する」「もの言え、差別者。あほんだら」「お前らを社会的に抹殺してやる」

「糾弾を受けてノイローゼになったり、社会的に廃人になることもあるぞ、そう覚悟しとけ」「お前らが認めなければ、女房、子供をここに連れてきて、嫁はんに言わたるぞ」(後に大阪地裁が認定しているものです)

まさにリンチとしか言いようがない陰惨な私的制裁、暴行・脅迫ですが、この糾弾を解放同盟員 150 名の他、教組組合員や矢田中、矢田小学校の教員約 80 名に加えて市教育委員会からも同和対策指導室長らが加わって行います。

糾弾には上田卓三解同大阪府連書記長も加わっています。解同はその後、午前 4 時から市教委と交渉し、文書を差別と認めない教諭を作り出したのは市教委の責任だとして糾弾し、木下氏を含む 4 人のクビ切りを要求します。

解放同盟に既に屈服し追随していた大阪市教委は、「挨拶文」を「差別文書」と位置づけ、教諭らがその指導に従わないとして、5 月、長期無期限の強制研修を命令します。その後、関連教師を転勤させ、つまり排除しました。

役員選挙を実施した当の大阪市教組はというと、教組の執行委員会が木下氏の挨拶文を「差別文書」と断定し、教組本部役員や東南支部幹部らが推薦者の家に行き、「糾弾会」に出るよう強要します。その後、「矢田事件」の関係教師たちが糾弾会に出席せず、差別を認めなかったことから、それを理由に 11 人全員に組合員の「権利停止処分」を行います。

教職員組合というのは、地方公務員法 52 条によって、勤務条件の維持改善を図る

ことを目的として組織することを認められた「職員団体」のことで、役員選挙についても、「すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によって決定される手続きを定め、且つ、現実はその手続きによってその行為が決定されることを必要とする」と同条 3 項に規定しています。このように民主的手続きを公職選挙法と同じように「組合の役員選挙」にも求めています。

令和 4 年 7 月、参議院議員選挙の遊説中、安倍元総理が卑劣な凶弾によって斃れました。民主主義を守るため、その根幹である選挙は、立候補者が自己の信じることを自由に訴えることができなくてはなりません。暴力や脅迫によって言論を封殺し目的を達しようとする行為はテロリズムです。民主主義の敵です。

こうしてみると組合の役員選挙に立候補した木下教諭に対する行為もテロだと分かります。選挙において自由な言論は徹底して保障されなければなりません。組合員の労働時間や職場のことについて述べ、「このようなことで奮闘して頑張っていきたい」と書かれた「挨拶文」や木下教諭・推薦者たちの行動に何ら落ち度はありません。「挨拶文」を「差別文書」だと言い掛かるのは、共産党員である木下教諭を糾弾で屈服させ排除するのが目的だったのは明らかです。屈しない教諭らを暴力で拉致・連行し、長時間にわたり監禁し、大勢で暴言で罵り、恐怖に陥れて脅迫し、屈服を迫った糾弾はテロと言う以外ありません。

選挙を主宰して実行する大阪市教組が木下教諭の「挨拶文」を「差別文書」だと断定したことは、選挙での言論・表現の自由を認めない行為であり、組合員の権利を守る組合が、身の危険を感じて糾弾会に出席しなかった推薦者らを「組合員の権利停止処分」にするというのは言語道断・以ての外で、組合の存在意義を自ら否定する行為です。このような解同や組合に民主主義を語る資格はありません。

木下教諭を推薦していた 3 教諭が解同矢田支部長や書記長らを逮捕監禁・強要未遂罪で昭和 44 年 4 月、刑事告訴します。共産党は組織を挙げて解放同盟を「暴力集団」と非難する文書を配布しました。

さらにその後昭和 48 年 7 月、木下教諭らが、大阪市教育委員会を相手に、糾弾に加担して不当配転の処分をしたことは無効で、取り消しを求めるとして、民事訴訟も起こしました。

刑事事件は昭和 51 年 3 月の高裁判決で、解同らの行為について、「その手段方法

について相当ではなく、糾弾が『他人への見せしめ』として過酷となり、私的制裁として容認し得ないもの」と判断して一審判決を破棄し、有罪を言い渡しました。57年3月、最高裁も上告を棄却し、支部長の懲役3月(執行猶予1年)の有罪が確定しました。

民事裁判では、54年10月、大阪地方裁判所が木下揆揆文を、「労働条件の改善を訴えるもので、差別性はない」と明快に認定し、被告大阪市に1140万円の損害賠償の支払いを命じました。「同和問題の解決を阻害する恐れがある」との市教委の主張を退け、「反対意見を封ずる手段として利用され、同和問題に対する自由な批判・討論が不活発になる」「反対の理論や思想の存在やその考えに同調する人々の存在をも許さないという結果に陥る」と判示しました。

さらに判決は、解同が市教委に対して8名の免職要求をしたことを不当とし、「市教委の処分は、揆揆文を差別文書と認めさせることにあり、人事異動や命令研修の本来目的も存しない、『解同』の要求に応じていった恣意的なもので、教育の自由を侵し、公教育の中立性を侵害する不当な支配に屈したもので「違法」なものと断定します。55年12月、大阪高裁が控訴を棄却し、61年10月、最高裁も上告を棄却、大阪市の敗訴が確定します。

揆揆文に係る訴訟は、民事でも刑事でも木下氏側が勝利しました。しかし解放同盟はこれを「踏み絵」にして、揆揆文を差別と認めない支部や同盟員を排除していき、主導権を握り、同和对策事業の利権の独占をしていきます。実際、解同大阪府連は、6月から10月にかけて堺市や東大阪市は蛇草支部、羽曳野、箕面市、高槻市、富田林市などに対して支部ごと排除したり、幹部を統制処分や除名処分するなど約千人の同盟員を排除します。

「矢田事件」は、「部落にとって、部落民にとって不利益な問題はすべて差別」という「朝田理論」を元にして起こされたものです。「揆揆文」を差別文書と認めさせる強要は教組や労組、自治体・学校などにも行われ、これを認めない者や役員、組織の除名、排除が行われていきます。

広島でも小森龍邦氏らが昭和44年12月「再建」と称して解同県連を新たに作り分裂させます。共産党系の役員らを「除名処分」で排除します。差別があるのは行政の停滞が差別を温存助長しているからだ、部落に不利益なものは差別にして行政の責任

にし、「差別行政糾弾闘争」に発展させて糾弾を行いました。各自治体に対して、「同対審答申」と「特別措置法」を武器に、「完全実施」「即時具体化」といって解同の要求通りにしているかどうか「点検」し、していないと「糾弾」し、同和事業の予算規模を拡大させ、「窓口一本化」を認めさせ、利権を独占し組織を拡大していきます。

排除された人々が中心になり結成した正常化連は、同和事業を暴力的な手法で「窓口一本化」し独占する朝田派を「私利私欲と反共暴力の朝田一派」と非難します。これに対して小森氏は、「われわれは交渉で、暴力を行使したことは一度もない。彼らは何の根拠もないことで我々を”暴力集団”と言う」と、暴力を認めず否定し、「日共の差別キャンペーンはデマ」と激しい批判を繰り返します。

「矢田事件」は広島でも行政や学校に対して、踏み絵として使われました。「学習会」などの名で「点検」され、挨拶文を「差別文書」と県東部のほとんどの高校が認めさせられていきます。その中で陰に陽に攻撃が加え続けられながらも、共産党の教員らも含め「討議を深めていく」という理由で「差別文書」と決めないでいたのを、これを暴力で屈服させ、つぶそうとしたのが戸手商高事件です。暴力を解同県連委員長である小森氏が振るって自ら暴力集団であることを証明した事件です。

事件があった12月4日は、県下全域で組合の統一ストライキが予定されていました。教師らはストに参加して、校内には管理職だけしかいないはずのこの日が狙われました。しかし戸手商の組合員らは不測の事態を考えて、スト参加を中止し、普段通り授業を行っていました。そこへ10時頃、広中氏が解同員約10名を引き連れ、少し遅れて小森氏が約30名で2階の職員室に乱入してきたのです。職員室はその後も次々とだれだれ込んでくる乱入者で身動きもできない状態になりました。「おるじゃなあきやー」「部落の子をいじめとろうが」と居合わせた教師を取り囲んで殴ったり脅迫したり、引っ張り回したり、あらん限りの暴力を働いて授業不能の状況に陥れたのです。

「勤務中ですからお引き取り下さい」「ご父兄以外の方はお引き取り下さい」との要請にも応じず、多人数が和田教諭に対し「外へ出え」と腕や胸ぐらをつかんで引っ張ったり、押したり、四つん這いになるまで引き回し、そういう状況下で小森氏が和田氏の右頬を1回殴打し、広中氏が左顎を2回殴打しました。

居合わせた職員はバラバラに離され、「おまえの目は何なら」「おまえは日共か」などと取り囲まれて暴行を受けました。

身の危険を感じた教職員らが避難した 4 階の教育実践室にも同盟員らが押しかけ、「出てこい」と怒鳴りながら無理やり戸を開けようとドアを蹴ったり叩いたりしました。

暴力を振るわれた和田教諭が小森氏と広中氏らを告訴しましたが、同氏らは暴力事件のデッチ上げと否認し、誣告罪で告訴します。逆に和田教諭が『「小森きさまらあー返れ」とどなり、胸ぐらをつかんだ』のだと、逆告訴し、解放新聞やビラで、和田氏と共産党による「暴力事件のデッチ上げ」と非難するキャンペーンを大展開します。

広島地方検察庁福山支部は小森と広中を翌 49 年 3 月、暴力行為等処罰に関する法律違反で起訴します。昭和 55 年 2 月、広島地裁福山支部は罰金 3 万円の有罪判決を下します。判決で「糾弾のために多人数で学校に押しかけ職員室で執務中の教員から再三退去を要請されたにもかかわらず、多人数で暴行を加えた犯情は重い」。犯行後も暴力事件のデッチあげと暴行を否認する小森氏には「反省の情を毫も窺うことができない」と、小森氏らの主張を全面的に否定しました。小森氏らは控訴しましたが、57 年 3 月、広島高裁は控訴を棄却、58 年 10 月最高裁も上告を棄却し、判決が確定します。司法は、暴力を糾弾と称して正当化しようとする行為を独善的な犯罪と断定したのです。しかしその後も解同は数を頼んで相手に恐怖を与えながら威圧する糾弾をし続けます。問題が深刻なのは、行政や政党、他の学校などが圧力に屈して、暴力による介入があってもその事実を認めず、解同側に立った擁護を行ったことです。7 名の行政職員が解同のいいなりになって糾弾に加わり、証言も解同の立場でしていません(福山教育事務所、府中市役所、同市教委、福山市教委、新市市役所)。

なぜ、真相を語るができないのか？

事実をすら明かすことがいかに困難であるか。同校を訪ねた調査団に対応した 5 名の教職員が話した次の言葉が、恐怖で批判を封じられている実態を雄弁に物語っています。

「地元には戸手を支える力は何もない。事実を口外することそのことが職を賭けねばならない厳しい状況にあることを察していただきたい。今日来られたことすら無いものにして欲しい」。(同和利権の真相①、差別事象にたいする全解連の方針、「解同暴力糾明裁判」勝利の理由、Wikipedia(矢田事件)、広島の部落問題 を参考、引用しました)